

(別記7-1)

## 第1 資源管理目標

メニューの内容及び事業実施主体は、次の表のとおりとする。

メニューの内容	事業実施主体
<p>1 水面利用調整の推進</p> <p>(1) 資源利用調整推進事業 漁業調整委員会等が資源管理協定に関連する地域及び漁場利用上のトラブル等が広域的に問題となっている地域等に関する実態調査等やその漁場利用調整等に関する関係者間の協議を行うものとする。</p> <p>(2) 国際漁場隣接地域管理事業 国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理の徹底や外国漁船とのトラブル防止のための操業指導等を実施するため、次の事業を実施するものとする。</p> <p>ア 水域監視事業</p> <p>(ア) 北海道が監視船等により監視を行うものとする。</p> <p>(イ) 北海道の漁業協同組合等が陸上レーダー等により監視を行うものとする(北海道がその経費の3/4以上を交付する場合に限る。)</p> <p>イ 適正操業指導事業</p> <p>(ア) 北海道以外の都府県が入漁指導及び操業状況調査を行うものとする。</p> <p>(イ) 北海道及び長崎県の漁業協同組合連合会、公益法人等が適正操業指導事業を行うものとする(北海道及び長崎県がその経費の3/4以上を交付する場合に限る。)</p>	<p>都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人、漁業協同組合等が組織する団体(漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものとする。)</p> <p>北海道</p> <p>漁業協同組合及び漁業協同組合等が組織する団体(漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。)</p> <p>北海道以外の都府県</p> <p>漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体(漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。)</p>
<p>2 密漁防止対策の推進</p> <p>(1) 密漁防止地域対策事業 悪質化・広域化し、実態が多様化する密漁を防止するため、広域な関係者による協議会の開催や密漁監視のための指導講習会を開催するものとする。</p> <p>(2) 密漁防止普及啓発事業 密漁防止のために看板、のぼり、ポスター等の製作及び設置やメディアの活用等による普及啓発を行うものとする。</p> <p>(3) 密漁防止監視活動支援事業 効率的な密漁防止の監視活動に必要な資機材(暗視カメラ、無人航空機等)の導入や監視活動の支援(監視員の保険料等)をするものとする。</p>	<p>都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体(漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地方公共団体が構成員となる法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。)</p> <p>都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体(漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地方公共団体が構成員となる法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。)</p>

## 第2 資源増養殖目標

### 1 メニューの構成

本目標に係るメニューは、以下に掲げるものとする。

#### (1) 水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備等関係

このメニューにおいては、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)が策定されている地域において漁業者等が行う水産資源の維持・増養殖及びその安定供給又は内水面地域の活性化に必要な施設の整備等により、つくり育てる漁業の推進を図る。

(2) 被災施設整備等対策関係

このメニューにおいては、災害の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設等が存在し、浜の活力再生プラン又は浜の活力再生広域プラン(広域浜プランの策定及び関連施策の連携について(平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知)第4の1において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)が策定されている地域において漁業者等が行う被災した共同利用施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る。

(3) 上記(1)のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、上記(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動を実施する。

2 水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備等関係

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、次のとおりとする。

(ア) ハード事業

タイプ	メニュー名	対象事業	交付率	B/C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜の活力再生プラン推進タイプ	養殖施設の整備	養殖施設(養殖施設再配置含む)の整備	定額(1/2以内) ※1	1以上	500万円(内水面については300万円)	・漁業管理、資源回復又は漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの(資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など)は、対象としないものとする。 ・養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。	・魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材の整備
		種苗生産施設(養殖用種苗等、所得向上を目的とした種苗生産施設)の整備	定額(1/2以内) ※1	1以上	500万円	—	・所得向上を目的に養殖用及び放流用の魚介類等をふ化・育成する施設の整備
		地下海水取水施設の整備	定額(1/2以内)	1以上	300万円	—	魚介類等の養殖又は養殖用種苗生産に利用す

		備	内)				るための地下海水の取水施設の整備
浜の活動環境整備支援タイプ	海面資源増殖施設の整備	種苗生産施設（さけ・ます資源及び内水面水産資源を除く資源の増大を目的としたもの）の整備	定額（1/2 以内)	—	500 万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかに該当するものを対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 既存の施設ではその位置又は能力から見て必要とされる種苗供給が困難な都道府県で実施するもの。ただし、施設の整備の実施箇所を選定のため都道府県等が行う調査の結果に基づき、地理的及び生物的条件から見て適地であると認められる場所で、かつ、既存の施設の補完的な役割を担い得る場所を実施するものに限る。</li> <li>イ 広域回遊性資源を増大させる上で拠点となる施設の整備で、その対象となる魚種について先進県等がその海域全体のために実施するもの</li> <li>ウ 既存の施設を利用して増設、改築、合体又は併設により新技術導入等のための施設を整備するもの</li> </ul> </li> </ul>	魚介類等をふ化・育成する施設（さけ・ます資源及び内水面水産資源を除く資源の増大を目的としたもの）の整備
	さけ・ます増殖施設の整備	種苗生産等施設（さけ・ます資源の増大を目的としたもの）の整備	定額（1/2 以内)	—	300 万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して200万尾以上であること。</li> <li>・ 都道府県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去3年連続して1万尾以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲、蓄養、採卵施設（魚止め施設、河床、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池及び採卵室を含む。）の整備</li> <li>・ ふ化施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池を含む。）の整備</li> <li>・ 飼育管理施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池を含む。）の整備</li> <li>・ 給排水施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。）の整備</li> <li>・ 自動給餌・自動池掃除施設（水流式、ブラシ式等）の整備</li> <li>・ 環境負荷低減施設（稚魚の飼育により生じる残餌、糞等を処理するための排水処理施設、残滓処理施設、沈殿池を含む。）の整備</li> <li>・ 海中飼育施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。）の整備</li> <li>・ 取水堰堤等の河川を横断している構造物に設けるさけ・ます類が上流へ遡るための通り道（魚</li> </ul>

						道) ・魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）の整備	
内水面増殖施設の整備	内水面漁場環境改善	定額 (1/2 以内)	—	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	・内水面の漁場環境改善を図るために行う基盤や施設の整備。内水面資源の産卵・育成に適した環境を整備するために行う自然石やネット等の基質の設置、漁場の底質等の改善を目的として堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物等の障害物を除去すること、取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける内水面資源が上流へ遡るための通り道（魚道）及び魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）やブロック・自然石等（魚礁）を設置すること等	
	種苗生産施設（内水面資源の増大を目的としたもの）の整備	定額 (1/2 以内)	—	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。	・地先資源の増大を目的として内水面資源をふ化・育成し、放流等に適したサイズまで育成するための施設の整備	
	内水面資源増殖関連施設（種苗生産施設を除く。）の整備	定額 (1/2 以内)	—	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	・内水面資源を維持増大・増殖するための関連施設（給排水施設、給排水等処理施設、種苗採捕施設、病害汚濁防止施設等）及び間接的施設（体験学習・展示施設、遊漁関連施設等）の整備	
浜の活力再生プラン推進タイプ	備 ノリ養殖競争力強化に資する整備	ノリ高性能刈取船の取得等	定額 (1/2 以内) ※2	1 以上	500 万円	—	・ノリ競争力強化のために必要なノリ高性能刈取船の取得等
		大型ノリ自動乾燥機の導入	定額 (1/2 以内) ※2	1 以上	500 万円	・原則として規模が 10 連以上のものに限る。	・ノリ競争力強化のために必要な大型ノリ自動乾燥機の導入 ・附帯施設のみの整備
		大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋の整備	定額 (1/2 以内) ※2	1 以上	500 万円	—	・大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋の整備

必要となる取組	その他、浜の活力再生プランで	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設の整備	定額（1/2 以内）	1 以上	500 万円（内水面水産資源及びさけ・ます資源に係るものについては 300 万円）	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設に限る。	・浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設の整備
本体施設に同じ	上記の付帯施設の整備等	本体施設に同じ	同左	同左	同左	—	—

(イ) ソフト事業

メニュー名	実施要件
内水面水産資源の調査・指導	内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために行う次の調査等とする。 (1) 内水面水産資源量調査 河川、湖沼等における内水面水産資源の状況の調査 (2) 内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 内水面水産資源へ影響を及ぼしている要因調査、漁場環境の再生に関する施策を実施するために必要な調査・指導等
甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき「激甚災害」として指定された災害による被害又は水産庁長官がその被害の状況から特に必要であると認める災害による被害であって、被災前の内水面資源状況についての客観的なデータを有し、都道府県等の公的機関により災害による被害状況を証明できる場合に、内水面資源の復旧のために実施する増殖等とする。
養殖生産工程の管理	養殖水産物の危害の未然防止と養殖水産物全般に係る消費者の信頼性の向上を図るために行う次の対策とする。 (1) 養殖生産履歴の記録手法の策定 水産エコラベルなど養殖生産工程の管理のために、事業主体が地域の特性を考慮した対象種ごとの養殖生産履歴の記録手法を策定 (2) 養殖生産履歴の記録手法の普及 策定した養殖生産履歴の記録手法を適正に実践させるための関係者に対する研修会や指導会議の開催並びに啓発及び指導用資料の作成配布等
地下海水の試掘調査	陸上養殖施設（養殖用種苗生産施設を含む。）に用いる地下海水の取水施設の設置を目的に行う調査とする。
その他、浜の活力再生プランで必要となる取組	浜の活力再生プランの目標達成に必要な取組に限る。

イ 沖縄（沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項に規定する沖縄をいう。以下同じ。）において、アの（ア）の交付率の欄において※ 1 を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（2/3）とする。

ウ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する地域（以下本メニューにおいて「離島」という。）において、アの（ア）の交付率の欄において※ 2 を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（5.5/10）とする。

(ア) 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

エ 浜の活力再生プランへの位置付け

アの(ア)におけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

オ その他

アの(イ)におけるメニュー欄が「甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧」である事業において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき激甚災害に指定された場合にあっては、災害発生日から激甚災害に指定される日までの間に着手した事業も交付対象とすることができる。

この場合にあっては、交付等要綱別記様式第 3-1 号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等については自らの責任とすることを了知した上で交付申請を行うものとする。

(2) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

a 地方公共団体

b 地方公共団体の一部事務組合

c 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

d さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体

e 漁業を営む法人(次の(a)から(c)までを全て満たすものに限る。)

(a) 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要なと都道府県知事が判断するものであること。

(b) 次の i 又は ii のいずれかに該当する者(以下「漁業従事者」という。)を 5 名(事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3 名)以上雇用していること。

i 自ら漁業を営む者

ii 漁業を営む法人に雇用され年間 90 日以上漁業(陸上作業を含む。)に従事する者

(c) 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。

i 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない法人

ii i に該当する法人から出資を受けた法人

f 水産業の振興を目的として設立された団体又は法人(アの(ア)の a から c まで又は漁業者(3 名以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配

できるものかつ水産庁長官が適当と認めるものに限る。)

(イ) 受益対象者

漁業者（個人(原則として会社等の被雇用者を除く。)又は法人のうち、事業実施主体が地域の水産業振興の観点から対象施設の利活用を認めることが適当と判断したものに  
限る。)

(ウ) 受益数

(1) のアの(ア)におけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設については、次のa及びbの合計が5以上であること。

a 受益戸数

b 受益者がアの(ア)のe又はfの要件を満たすものである場合、当該受益者の雇用する漁業従事者

ただし、次に掲げる場合はa及びbの合計を3以上とする。

(a) 事業実施地域が離島又は沖縄である場合

(b) 「ノリ養殖競争力強化に資する整備」メニューであって、受益者が養殖するノリ網の合計面積が15,000 m<sup>2</sup>以上の場合

(エ) 施設の規模、建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

(オ) 交付の対象とする施設

新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、増設、併設、合体、改築、改修又は古材の利用に係るものを対象とすることができるものとする。ただし、既存施設の一部取り壊し及び復旧に係る経費は対象としないものとする。

また、法令等の違反とならない範囲で費用の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画するものとする。建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

次の a から e までのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に係るもの。
- b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- c 目的外使用のおそれがあるもの。
- d 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費であるもの。
- e 漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

(コ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(サ) 施設撤去費

施設撤去費は、原則として交付の対象としない。

(シ) 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

(ス) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(セ) 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

(ソ) 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条第 3 項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

(タ) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構

造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

(イ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものであり、以下のaからcまでのいずれかの場合に限り交付の対象とする。

a 施設の再生（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

（a）著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの。

（b）新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

（c）当該施設の利用状況が適切であること。

b 施設の省エネ機能整備

施設の稼働に要する燃油、電力等の消費量又は経費が1割以上削減されること。

c 生産規模の拡大等（（1）のアの（ア）のB/Cの欄において「1以上」とした施設の場合であって、次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

（a）①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減（併せて施設の稼働経費が削減されること。）、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当すること。

（b）新築と比べて整備費の節減が図られること。

（c）当該施設の利用状況が適切であること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、（1）のアの（ア）の要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは中古品・古材に準ずるものとする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

(1) のアの (ア) の B/C の欄において「1 以上」とした施設は、採択基準として費用・便益分析 (B/C ≥ 1) であることを要する施設である。

(4) 融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法 (昭和 44 年法律第 52 号) の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第 1 号第 5 に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

(5) 助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その 2 分の 1 以内に相当する金額を交付する。

(ア) 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の 1.0% を上限とする。

(イ) 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の 0.4% を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

(6) 附帯事業

ア メニューの内容

本メニューにおける内容及び交付率については、次のとおりとする。

内容	交付率
(1) のアの (ア) の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる以下の事業 ①調査・調整活動 ②新たなマーケットの開拓 ③実践的知識及び技術の習得活動	定額 (1/2 以内)

イ 実施基準等

実施基準については、本体事業に準じるものとする。

3 被災施設整備等対策関係

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、2 の (1) のアの (ア) の規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害

のあった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

イ 沖縄において、2の(1)のアの(ア)の交付率の欄において※1を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄の規定によらず交付率を定額(2/3)とする。

ウ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する地域(以下本メニューにおいて「離島」という。)において、2の(1)のアの(ア)の交付率の欄において※2を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄の規定によらず交付率を定額(5.5/10)とする。

(ア) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

## (2) 実施基準

### ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者及び受益数

本メニューの事業実施主体、受益対象者及び受益数は、2の(2)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の規定を準用するものとする。

(イ) 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、原則として被災した施設と同等の規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

(ウ) 交付の対象とする施設

新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、増設、併設、合体、改築、改修、修繕又は古材の利用に係るものを対象とすることができるものとする。

また、法令等の違反とならない範囲で費用の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画するものとする。建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。

(エ) 交付の対象とする施設の耐用年数、中古品・古材の利用、交付の対象とならない施設、事業実施主体の適格性及び資源管理の取組

本メニューの交付の対象とする施設の耐用年数、中古品・古材の利用、交付の対象とならない施設、事業実施主体の適格性及び資源管理の取組については、2の(2)のアの(カ)から(コ)までの規定を準用するものとする。

(オ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

(a) 当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

(b) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合であって次のいずれかに掲げる場合には、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

なお、都道府県知事が水産庁長官に水産業強化支援事業計画（交付等要綱別記様式第3-1号）を提出する際に、次のいずれかに掲げる状況や理由が分かる資料を添付すること。

- i 残置しておくこと倒壊の恐れがあり周囲に悪影響を及ぼす可能性がある場合
- ii 将来の地域の復旧・復興に支障をきたす可能性がある場合

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(カ) 収益性のある事業における受益者への収益配分

本メニューの収益性のある事業における受益者への収益配分については、2の(2)のアの(シ)の規定を準用するものとする。

(キ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められる場合は、この限りではない。

(ク) 木材利用の促進及び防災漁業経営施設整備計画

本メニューの木材利用の促進及び防災漁業経営施設整備計画については、2の(2)のアの(セ)及び(ソ)の規定を準用するものとする。

(ケ) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

## イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修及び修繕の取扱い

(ア) 増設、併設、合体、改築及び改修については、2の(2)のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

a 法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の残存期間が5年以上であること。

b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

(エ) (ウ)のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後、当該算定年数経過までの期間とする。

## ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

なお、本事業においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

## エ 事業の実施及び指導監督

本メニューの事業の実施及び指導監督については、2の(2)のエの規定を準用するものとする。

## (3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

2の(1)のアの(ア)のB/Cの欄において「1以上」とした施設は、採択基準として費用・便益分析( $B/C \geq 1$ )であることを要する施設である。ただし、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用・便益分析の対象外とする。

## (4) 融資及び助成

本メニューの融資及び助成については、2の(4)及び(5)の規定を準用するものとする。

## (5) その他

ア 本事業においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第3-1号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (2)のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

ウ 本事業によって整備した施設等について、復旧・復興のためやむを得ない事由により、利用が困難となった施設等において、処分制限期間の1/5に相当する期間が経過しているものについては、交付等要綱第21の3に規定する大臣の承認を受けて、国庫納付を伴わない財産処分を行うことができる。

### 第3 経営構造改善目標

#### 1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、以下に掲げるものとする。

##### (1) 漁業共同利用施設の整備

このメニューにおいては、浜の活力再生プランの取組に位置付けられた漁業者等が行う生産現場の作業の協業化・効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減や省燃油、女性や高齢者の参画等のための施設及び浜の活力再生プランの策定地域における作業の安全性向上、漁業者の資質向上等に必要な施設の整備により、漁村地域の活力の再生を図る。

##### (2) 被災施設整備等対策

このメニューにおいては、災害の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設等が存在し、浜の活力再生プラン又は浜の活力再生広域プランが策定されている地域において漁業者等が行う被災した共同利用施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る。

##### (3) 上記(1)のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、上記(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動、地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理にかかるものは除く。）等を実施する。

#### 2 漁業共同利用施設の整備関係

##### (1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	交付率	B/C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜の活力再生プラン推進タイプ	荷さばき施設	定額 (1/2 以内)	1 以上	500 万円 (事業実施主体が都道府県の場合 1,500 万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方卸売市場又は中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）に定めるもの）は対象としない。</li> <li>年間取扱量が 3,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t 以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成 31 年 3 月 27 日付け 30 水港第 2382 号水産庁長官通知）に基づき策定する基本計画をいう。以下同じ。）が策定されていること。</li> <li>市場機能を有する場合は、産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水漁第 4504 号水産庁長官通知）に基づき都道府県が策定する整備計画をいう。）に基づくものであること。</li> <li>卸売市場を整備する場合においては、水産物の取引参加者の新規参入の基準について、独占禁止法等の問題となるおそれがないものになっていること。</li> </ul>	漁獲物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）
	鮮度保持施設	定額 (1/2 以内) ※	1 以上	同上	年間取扱量が 3,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t 以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
	作業保管施設	定額 (1/2 以内)	1 以上	同上	同上	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設
	加工処理施設	定額 (4/10 以内) ※	同上	同上	同上	漁獲物の加工処理施設
	海水処理施設	定額 (1/2 以内)	同上	同上	同上	漁業生産関連作業に使用する海水の殺菌処理等の施設

蓄養施設	定額 (4/10 以内)	同上	同上	同上	漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設
漁獲物運搬施設	定額 (4/10 以内) ※	同上	同上	・年間取扱量が3,000 t以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。 ・離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船
漁船保全修理施設	定額 (4/10 以内)	同上	同上	—	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設
漁業作業等軽労化機能整備	定額 (1/2 以内)	同上	同上 (既存の施設を活用した機器整備の場合 200万円)	—	負担軽減、事故防止、バリアフリー化等のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備
電力・燃油補給施設	定額 (1/2 以内) ※	同上	300万円	—	電力・燃油補給施設
省エネルギー型施設機能整備	定額 (1/2 以内) ※	同上	300万円 (機器の場合 200万円)	施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。	—
小規模漁場施設	定額 (1/2 以内)	同上	500万円 (事業実施主体が都道府県の場合1,500万円)	・事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。 ・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・海藻の繁茂する場の造成にあつては総事業費1億円未満であること。	有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う以下の整備 ・着定基質（自然石、コンクリートブロック等）の設置 ・漁場の底質改善（堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物の除去（しゅんせつ等） ・海藻の繁茂する場の造成
その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	定額 (1/2 以内)	同上	同上	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。

浜の活動環境整備支援タイプ	水産廃棄物等処理施設	定額 (1/2 以内)	1とみならず	同上	—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
	密漁等監視施設	定額 (1/2 以内)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>密漁被害があること。</li> <li>施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。</li> <li>地方公共団体が保有する監視船は、交付の対象としない。</li> </ul>	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設
	水産情報高度利用施設	定額 (1/2 以内)	同上	同上	—	衛星からの海況情報や漁船の安全航行（漁業者落水時の自動通報等を含む）のための無線情報等の送受信施設（陸上の固定局に限る）
	衛生環境強化機能整備	定額 (1/2 以内)	1 以上	同上	—	共同利用施設における衛生環境強化のための施設改築、機器整備
	漁業研修等施設	定額 (1/2 以内又は 1/3 以内)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業研修施設の事業実施主体は地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、漁業協同組合連合会及び二つ以上の市町村を地区に含む漁業協同組合（その組合員数が、都道府県の沿海地区一円を地区とする沿海地区漁業協同組合のうち組合員数が最小の組合と、同程度以上のものに限る。）に限る。</li> <li>建設面積が 300 m<sup>2</sup>を超える漁業研修施設の交付率は 1/3 以内とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業研修施設については、漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設</li> <li>女性等活動拠点施設については、女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設</li> </ul>
	水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	定額 (1/2 以内)	同上	同上	—	産地市場における漁獲情報、漁場における海況情報等の水産資源評価・管理に活用する情報を電子化するための施設・機器整備
	再生可能エネルギー利用施設・機能整備	定額 (1/2 以内)	同上	同上	共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備</li> <li>共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築</li> </ul>

本体施設に同じ	上記の 附帯施設	本体施設に 同じ	同左	同左	—	—
---------	-------------	-------------	----	----	---	---

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する地域（以下2において「離島」という。）において、アの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（5.5/10）とする。

（ア）離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（イ）奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあっては、アの交付率の欄によらず、定額（2/3）とする。

エ 浜の活力再生プランへの位置付け

アにおけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

## （2）実施基準

ア 一般的基準

（ア）事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

a 地方公共団体

b 地方公共団体の一部事務組合

c 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

d 漁業を営む法人（次の（a）から（c）までの全てを満たすものに限る。）

（a）地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

（b）次の i 及び ii のいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を5名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3名）以上雇用していること。

i 自ら漁業を営む者

ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

（c）次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。

i 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人

ii iに該当する法人から出資を受けた法人

e 水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記 a から d まで又は漁業者（3名以上）が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるもの

であって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)

(イ) 受益対象者

事業の受益対象者は、次の a 又は b に該当する個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業実施主体が地域の水産業振興の観点から対象施設の利用を認めることが適当と判断した者に限る。

ただし b は、「荷さばき施設」及びこれらの附帯施設である場合又は「荷さばき施設」の漁業作業等軽労化機能整備、「荷さばき施設」の衛生環境強化機能整備若しくは「荷さばき施設」の水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備である場合に限り受益対象者とすることができるものとする。

a 漁業者

b 事業の対象となる荷さばき施設において水産物の流通に従事する者

(ウ) 受益数

a 次の (a) 及び (b) の合計が原則として 5 以上であること。ただし、次の b に定める場合にあっては、3 以上であること。

(a) 受益戸数

(b) 受益対象者が (ア) の d 又は e の要件を満たすものである場合、当該受益者が雇用する漁業従事者

b a のただし書の場合とは、次の (a) 又は (b) のいずれかに該当する場合をいう。

(a) 事業実施地域が離島又は沖縄である場合

(b) 中核的漁業者協業体（中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について（平成 18 年 3 月 28 日付け 17 水推第 1183 号水産庁増殖推進部長通知）の別紙の第 1 に定義する協業体をいう。以下同じ。）又は沿岸漁業者経営改善促進グループ（沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針（平成 20 年 2 月 20 日付け 19 水推第 786 号水産庁増殖推進部長通知）第 1 に定義するグループをいう。以下同じ。）が受益者となる場合

(エ) 事業実施地域

事業実施地域は原則として陸域においては策定した浜の活力再生プランの対象地域内、海域においては受益者が操業可能な区域内とする。

ただし、漁業及び漁村を取り巻く社会的・経済的状況を踏まえ、これ以外の地域において整備することが適当であると認められるものについては、この限りではない。

(オ) 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するも

のとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）が 5 年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

次の a から f までのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に係るもの。
- b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- c 目的外使用のおそれがあるもの。
- d 漁業活動に直接関わる漁船や漁具であるもの。
- e 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附带事業に必要なものを除く。）等の経費であるもの。
- f 漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

(コ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(サ) GFP への登録

輸出に関連する事業計画にあつては、輸出に取り組む受益者等が GFP コミュニティサイトへ登録していることとする。

(シ) 施設撤去費

a 撤去費の基本的な考え方

施設撤去費は原則として交付の対象としない。ただし、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合に限り対象とし、具体的には以下のとおりとする。

- (a) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）で定める排出ガス等の規制に対応しておらず、休止・遊休化している施設について、その跡地に循環型社会に対応した漁村づくり事業実施要領（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 水港第 3060 号農林水産事務次官依命通知）に基づく循環型社会に対応した漁村づくり事業基本計画により、新たに交付対象施設を整備する場合に限り、施設撤去費を交付の対象とすることができるものとする。

(b) 産地市場の統廃合に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する施設と同種の施設の撤去に要するものに限り、施設撤去費を交付の対象とすることができるものとする。

i 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに産地市場の統廃合に伴う施設整備を行う場合にあつては、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

ii 既存施設の改築又は改修による施設整備の場合にあつては、当該改築又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条に定める財産に該当する施設等であつて当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

なお、この場合において、処分の承認が得られるまでの間、施設撤去費の執行をしてはならない。これに違反した場合、水産庁長官は交付等要綱第 4 の 4 の (11) のアの (オ) により通知した交付金の配分を変更できるものとする。

(ス) 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

(セ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(ソ) 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

(タ) 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条第 3 項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

(チ) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修及び更新の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

(イ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)のアで定める要件のほか、以下のaからcまでのいずれかの場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは中古品・古材に準ずるものとする。

a 生産規模の拡大等(次の(a)から(c)までの要件を全て満たすものに限る。)

(a) ①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減(併せて施設の稼働経費が削減されること。)、③施設の設置後に新たに設けられた基準(排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等)への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当すること。

(b) 新築と比べて整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

b 施設の再生(次の(a)から(c)までの要件を全て満たすものに限る。)

(a) 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって中核的漁業者が主に利用する施設であること。なお、中核的漁業者とは、浜の活力再生広域プランにおける中核的漁業者の要件を満たす者とする。

(b) 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

c 施設規模の適正化(次の(a)及び(c)又は(b)及び(c)の要件を全て満たすものに限る。)

(a) 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

(b) 海洋環境の変化等により主要取扱魚種が変わり、荷さばき・加工処理等の利用状況に影響が生じる程の変化が認められること。

(c) 施設の効率的な利用計画を事業実施主体が作成し、地方公共団体が承認していること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)のアの要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは、中古品・古材に準ずるものとする。

(カ) 更新

既存の施設の更新は原則として交付の対象としない。

ただし、漁業環境の変化等により施設の規模等を変更する場合であって、規模等の変更が次のa又はbのいずれかに該当する場合に限り、交付の対象とすることができるものとする。

a (エ)のaの(a)及び(c)の要件を全て満たすもの。

b (エ)のcの要件を満たすもの。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ(通い容器等)については、特段の衛生管理の向上に資するものを除き交付の対象としない。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

(1)のアのB/Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

(4) 融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第1号第5に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

(5) 助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

(ア) 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

(イ) 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の 0.4%を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

### 3 被災施設整備等対策関係

#### (1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、2の(1)のアの規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害のあった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する地域(以下3において「離島」という。)において、2の(1)のアの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあつては、当該欄の規定によらず交付率を定額(5.5/10)とする。

(ア) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあつては、2の(1)のアの交付率の欄の規定によらず、定額(2/3)とする。

#### (2) 実施基準

##### ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、受益数及び事業実施地域

本メニューの事業実施主体、受益対象者、受益数及び事業実施地域は、2の(2)のアの(ア)から(エ)までの規定を準用するものとする。

(イ) 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、原則として被災した施設と同等の規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

(ウ) 交付の対象とする施設の耐用年数、中古品・古材の利用、交付の対象とならない施設、事業実施主体の適格性及び資源管理の取組

本メニューの交付の対象とする施設の耐用年数、中古品・古材の利用、交付の対象とならない施設、事業実施主体の適格性及び資源管理の取組については、2の(2)のアの(カ)から(コ)までの規定を準用するものとする。

(エ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

(a) 当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

(b) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合であって次のいずれかに掲げる場合には、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

なお、都道府県知事が水産庁長官に水産業強化支援事業計画（交付等要綱別記様式第3-1号）を提出する際に、次のいずれかに掲げる状況や理由が分かる資料を添付すること。

- i 残置しておくことと倒壊の恐れがあり周囲に悪影響を及ぼす可能性がある場合
- ii 将来の地域の復旧・復興に支障をきたす可能性がある場合

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(オ) 収益性のある事業における受益者への収益配分

本メニューの収益性のある事業における受益者への収益配分については、2の(2)のアの(ス)の規定を準用するものとする。

(カ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められる場合は、この限りではない。

(キ) 木材利用の促進及び防災漁業経営施設整備計画

本メニューの木材利用の促進及び防災漁業経営施設整備計画については、2の(2)のアの(ソ)及び(タ)の規定を準用するものとする。

(ク) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修、更新及び修繕の取扱い

(ア) 増設、併設、合体、改築、改修及び更新については、2の(2)のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下の a 及び b の要件を満たすものであること。

a 被災により機能の一部又は全部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であるもの。

b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

(エ) (ウ) の b により修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後、当該算定年数経過までの期間とする。

#### ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器的なもの）については、特段の衛生管理の向上に資するものを除き交付の対象としない。

なお、本事業においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

#### エ 事業の実施及び指導監督

本メニューの事業の実施及び指導監督については、2の(2)のエの規定を準用するものとする。

#### (3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

2の(1)のアのB/Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

また、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用・便益分析の対象外とする。

#### (4) 融資及び助成

本メニューの融資及び助成については、2の(4)及び(5)の規定を準用するものとする。

#### (5) その他

ア 本事業においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第3-1号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (2)のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

ウ 本事業によって整備した施設等について、復旧・復興のためやむを得ない事由により、利用が困難となった施設等において、処分制限期間の1/5に相当する期間が経過しているものについては、交付等要綱第21の3に規定する大臣の承認を受けて、国庫納付を伴わない財産処分を行うことができる。

## 4 附帯事業

(1) メニューの内容

本メニューにおける内容及び交付率については次のとおりとする。

内容	交付率	実施要件
2の(1)のアの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる以下の事業 ①調査・調整活動 ②新たなマーケットの開拓活動 ③実践的知識及び技術の習得活動 ④地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理に係るものは除く。）	定額 (1/2 以内)	—
2の(1)のアの小規模漁場施設の整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる種苗放流等調査事業（種苗放流効果調査、漁獲規制効果調査、造成漁場の生物調査、漁場環境調査等）	定額 (1/2 以内)	2の(1)のアの 小規模漁場施設の 整備に附帯する場 合に限る。

(2) 実施基準等

実施基準については、本体事業に準じるものとする。

第4 加工流通構造改善目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、以下に掲げるものとする。

(1) 加工流通共同利用施設の整備

このメニューにおいては、浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る。

(2) 被災施設整備等対策

このメニューにおいては、災害の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設等が存在し、浜の活力再生プラン又は浜の活力再生広域プランが策定されている地域において漁業者等が行う被災した共同利用施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る。

(3) 上記(1)のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、上記(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動、地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理にかかるものは除く。）等を実施する。

2 加工流通共同利用施設

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については次のとおりとする。

区分	対象施設	交付率	B/C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜の	荷さばき施設	定額 (1/2 以	1 以上	1,000 万円 (事業実施	・水産物産地市場※ のうち卸売市場法	水産物の集出荷作業場（水揚げ・選別

活力再生プラン推進タイプ		内又は1/3以内)		主体が都道府県の場合3,000万円)	<p>第13条第1項の卸売市場（地方卸売市場）に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物産地市場再編整備計画に基づくものに限る。</li> <li>・水産物の取引参加者の新規参入の基準について、独占禁止法等の問題となるおそれがないものになっていること。</li> <li>・水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画を策定している場合は、交付率1/2以内</li> <li>・水産物のEU向け輸出に係る産地の登録のための実務マニュアルに従い、登録を目指すものである場合は、交付率1/2以内</li> <li>・それ以外は、交付率1/3以内</li> </ul> <p>※水産物の卸売のために開設される市場であって、漁船による水産物の直接水揚げ又は陸送による生産地からの水産物の搬入を受けて、第1段階の取引を行う市場</p>	場、卸売場建物、検量施設等)
	鮮度保持施設	定額(1/2以内又は1/3以内)※	同上ただし、フロンガス規制への適合化のための施設整備の場合は、1とみなす。	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間取扱量が8,000トン以上の地域では、交付率1/3以内</li> </ul>	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
	加工処理施設	定額(4/10以内又は	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備後3年以内にHACCP認定を取得する場合、又</li> </ul>	水産物の加工処理施設

		1/3 以 内)※			は施設整備に併せて廃棄物処理を行う機能を整備する場合に限り交付率4/10以内	
廃棄物等処理施設	定額 (1/2 以 内)	1 とみ なす	同上	同上	—	水産物の加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
加工流通作業等軽労化機能整備	定額 (1/2 以 内)	1 以上	同上	同上	—	負担軽減、事故防止及びバリアフリー化のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備
衛生環境強化機能整備	定額 (1/2 以 内)	1 とみ なす	同上	同上	—	共同利用施設における衛生環境強化のための施設改築、機器整備
水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	定額 (1/2 以 内)	同上	同上	同上	—	産地市場における漁獲情報、漁場における海況情報等の水産資源評価・管理に活用する情報を電子化するための施設・機器整備
再生可能エネルギー利用施設・機能整備	定額 (1/2 以 内)	同上	同上	同上	共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	・太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備 ・共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築
その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	定額 (1/2 以 内)	同上	同上	同上	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。
上記の 附帯施設	本体施設 に同じ	同左	同左	同左	—	—

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する地域（以下2において「離島」という。）において、アの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当

該欄によらず交付率を定額（5.5/10）とする。

（ア）離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（イ）奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあっては、アの交付率の欄によらず、定額（2/3）とする。

エ 浜の活力再生プランへの位置付け

アにおける区分欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

（2）実施基準

ア 一般的基準

（ア）事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

a 荷捌き施設

（a）地方公共団体

（b）地方公共団体の一部事務組合

（c）水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。

以下2において同じ。）

（d）漁業を営む法人（次のiからiiiまでの全てを満たすものに限る。）

i 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

ii 次の（i）又は（ii）のいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を5名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3名）以上雇用していること。

（i）自ら漁業を営む者

（ii）漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

iii 次の（i）及び（ii）のいずれにも該当しないこと。

（i）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人

（ii）（i）に該当する法人から出資を受けた法人

（e）水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記（a）から（d）まで又は漁業者（3名以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。）

b その他の施設

（a）地方公共団体

（b）地方公共団体の一部事務組合

（c）水産業協同組合

（d）漁業を営む法人（次のiからiiiまでの全てを満たすものに限る。）

i 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

ii 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者(以下「漁業従事者」という。)を5名(事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3名)以上雇用していること。

(i) 自ら漁業を営む者

(ii) 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業(陸上作業を含む。)に従事する者

iii 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当しないこと。

(i) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人

(ii) (i)に該当する法人から出資を受けた法人

(e) 水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記(a)から(d)まで、漁業者、水産加工業者又は水産流通業者(5名(離島3名)以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)

#### (イ) 受益対象者

事業の受益対象者は、個人(原則として会社等の被雇用者を除く。)又は法人のうち、事業の実施により便益を享受する者であって、かつ、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者(内水面漁業に従事する者も含む。)であること。

#### (ウ) 受益数

次のa及びbの合計が原則として5以上であること。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合には、原則として3以上であること。

a 受益対象者数

b 受益者が(ア)のaの(d)若しくは(e)又はbの(d)若しくは(e)の要件を満たすものである場合、当該受益者が雇用する漁業従事者

#### (エ) 事業実施地域

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。

ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

#### (オ) 施設の規模、建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

#### (カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

次の a から f までのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に関わるもの。
- b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- c 目的外使用のおそれがあるもの。
- d 漁業活動に直接関わる漁船や漁具であるもの。
- e 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費であるもの。
- f 漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

(コ) GFP への登録

輸出に関連する事業計画にあつては、輸出に取り組む受益者等が GFP コミュニティサイトへ登録していることとする。

(サ) 施設撤去費

本事業による交付金の交付を受けて新たに施設を整備する場合であつて、水産物産地市場の統廃合に伴い新たに整備する施設と同種の施設を撤去するときにあつては、当該施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。施設の改築又は改修を行う場合であつて、改築又は改修に伴い施設を撤去するときも同様とする。

ただし、撤去しようとする施設が、国の補助金等を受けて整備された施設であつて、その処分について事前の協議、同意等の手続きが必要とされている場合にあつては、必要な手続きが適正に行われたことが確認出来る場合に限ってその撤去に要する費用を交付の対象とする。

(シ) 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（水産物の買取価格の向上、水産加工業者・水産流通業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

(ス) 他の事業等からの切替え

実施中の事業又は既に完了した事業は、自力又は他の事業により助成されている場合にかかわらず、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(セ) 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

(ソ) 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法第 19 条第 3 項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

(タ) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

(イ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は 2 以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2 以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1) のアで定める要件のほか、次の a から c までのいずれかの場合に限り交付の対象とする。

a 生産規模の拡大等（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

（a）①生産規模、生産能力又は生産性の 1 割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の 1 割以上の削減（併せて施設の稼働経費が削減されること。）、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のい

ずれかに該当すること。

(b) 新築と比べて整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

b 施設の再生（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

(a) 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって水産加工業者又は水産流通業者が主に利用する施設であること。

(b) 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

c 施設規模の適正化（次の（a）及び（c）又は（b）及び（c）の要件を全て満たすものに限る。）

(a) 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

(b) 海洋環境の変化等により主要取扱魚種が変わり、荷さばき・加工処理等の利用状況に影響が生じる程の変化が認められること。

(c) 施設の効率的な利用計画を事業実施主体が作成し、地方公共団体が承認していること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)のアの要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

(カ) 更新

既存の施設の更新は原則として交付の対象としない。

ただし、漁業環境の変化等により施設の規模等を変更する場合であって、規模等の変更が次のa又はbのいずれかに該当する場合に限り、交付の対象とすることができるものとする。

a (エ)のaの(a)及び(c)の要件を全て満たすもの。

b (エ)のcの要件を満たすもの。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器等）については、衛生管理の向上に資するものに限り交付対象とする。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

(1)のアのB/Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

(4) 融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法

の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるにあたり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第1号第5に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

#### (5) 助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

(ア) 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

(イ) 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

### 3 被災施設整備等対策関係

#### (1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、2の(1)のアの規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害のあった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する地域(以下3において「離島」という。)において、2の(1)のアの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあつては、当該欄の規定によらず交付率を定額(5.5/10)とする。

(ア) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあつては、2の(1)のアの交付率の欄の規定によらず、定額(2/3)とする。

#### (2) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、受益数及び事業実施地域

本メニューの事業実施主体、受益対象者、受益数及び事業実施地域は、2の(2)のアの(ア)から(エ)までの規定を準用するものとする。

(イ) 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、原則として被災した施設と同等の規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

(ウ) 交付の対象とする施設の耐用年数、中古品・古材の利用、交付の対象とならない施設及び事業実施主体の適格性

本メニューの交付の対象とする施設の耐用年数、中古品・古材の利用、交付の対象とならない施設及び事業実施主体の適格性については、2の(2)のアの(カ)から(ケ)までの規定を準用するものとする。

(エ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

(a) 当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

(b) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合であって次のいずれかに掲げる場合には、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

なお、都道府県知事が水産庁長官に水産業強化支援事業計画（交付等要綱別記様式第3-1号）を提出する際に、次のいずれかに掲げる状況や理由が分かる資料を添付すること。

- i 残置しておくことと倒壊の恐れがあり周囲に悪影響を及ぼす可能性がある場合
- ii 将来の地域の復旧・復興に支障をきたす可能性がある場合

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(オ) 収益性のある事業における受益者への収益配分

本メニューの収益性のある事業における受益者への収益配分については、2の(2)のアの(シ)の規定を準用するものとする。

(カ) 他の事業等からの切替え

実施中の事業又は既に完了した事業は、自力又は他の事業により助成されている場合にかかわらず、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは

認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分発揮されると認められる場合は、この限りではない。

(キ) 木材利用の促進及び防災漁業経営施設整備計画

本メニューの木材利用の促進及び防災漁業経営施設整備計画については、2の(2)のアの(セ)及び(ソ)の規定を準用するものとする。

(ク) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修及び修繕の取扱い

(ア) 増設、併設、合体、改築及び改修については、2の(2)のイの規定を準用する。

(イ) 修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であること。

b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

(エ) (ウ)のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後、当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ(通い容器的なもの)については、衛生管理の向上に資するものに限り交付対象とする。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

エ 事業の実施及び指導監督

本メニューの事業の実施及び指導監督については、2の(2)のエの規定を準用するものとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

2の(1)のアのB/Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

また、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用・便益分析の対象外とする。

(4) 融資及び助成

本メニューの融資及び助成については、2の(4)及び(5)の規定を準用するものとする。

(5) その他

ア 本対策においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあつては、交付等要綱別記様式第3-1号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (2)のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

ウ 本事業によって整備した施設等について、復旧・復興のためやむを得ない事由により、利用が困難となった施設等において、処分制限期間の1/5に相当する期間が経過しているものについては、交付等要綱第21の3に規定する大臣の承認を受けて、国庫納付を伴わない財産処分を行うことができる。

4 附帯事業

(1) メニューの内容

本メニューにおける内容及び交付率については次のとおりとする。

内容	交付率	実施要件
2の(1)のアの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる以下の事業 ①調査・調整活動 ②新たなマーケットの開拓活動 ③実践的知識及び技術の習得活動 ④地域の実態に合わせた機器改良(施設の維持管理に係るものは除く。)	定額 (1/2以内)	—

(2) 実施基準等

実施基準については、本体事業に準じるものとする。

第5 漁港機能高度化目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(2)までに掲げるものとし、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の地域において支援を行う。

(1) 防災対策

漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図るため、2に掲げる事業を行うものとする。

(2) 活性化対策

漁港・漁村地域における交流を通じた活性化のため、3に掲げる事業を行うものとする。

## 2 防災対策関係

(1) 防災対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	事業内容
浜の活動環境整備支援タイプ	防災対策推進事業	①津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル、避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査等） ②研修等の啓発活動、当該地区の防災対策の検討に係る関係者協議等、当該地区の自主的な防災・減災への取組に係る経費 ③既存の共同利用施設の耐震診断 ④その他事業目的達成のために（1）施設整備事業と一体となってその効果を増大させるため実施する必要があると認められるもの

### (2) 交付率

本目標における交付率は、次に定める場合を除き、定額（1 / 2 以内）とする。

沖縄にあつては、定額（2 / 3 以内）とする。

### (3) 実施基準

#### ア 一般的基準

##### (ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。）又は農林漁業者等が組織する団体とする。

##### (イ) 受益対象者

次に掲げる者を受益対象者とする。

- a 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者
- b 本事業を実施しようとする地区に居住する者
- c 本事業を実施しようとする地区への来訪者

##### (ウ) 事業実施地域

国土強靱化地域計画が策定された市町村のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たす集落を対象とする。

ただし、事業内容④を実施する場合には、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。

また、漁港の区域外において実施することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

- a 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落
- b 漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落

##### (エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(オ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(カ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、補助金の交付を受けた都道府県又は市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

ウ 事業費に関する取扱い

(1) の事業については、1 地区当たり原則的に国庫交付金額 1,000 万円を上限とする。

3 活性化対策関係

(1) 活性化対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

イ ソフト事業

タイプ	対象施設	事業内容
浜の活力再生プラン推進タイプ	活性化対策推進事業	①海業支援施設等の効果を促進し、かつ継続的なものとするための情報発信等及びこれに係る調査等 ②海業支援施設等の活用により地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査等 ③漁港・漁村地域における交流面での活性化のための調査（地域人材の育成、漁村の町並み保全、基本方策の検討、民間ノウハウの活用（民間企業との連携、外部人材招聘等）等）

(2) 浜の活力再生プランへの位置付け

当該漁港漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該事業の整備等が位置付けられていることを要するものとする。

(3) 交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額(1 / 2 以内)とする。  
沖縄にあつては、定額 (2 / 3 以内) とする。

(4) 事業費に関する取扱い

1 地区当たり原則的に国庫交付金額 1,000 万円を上限とする。

(5) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組

合、中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体とする。

(イ) 受益対象者及び受益戸数

次の a 及び b のとおりとする。

a 受益対象者

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は原則として 5 戸以上とする。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合は 3 戸以上とする。

(ウ) 事業実施地域

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、各事業を漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において実施することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(オ) 資源管理協定への移行

事業の実施地域においては、現行の資源管理計画を資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）第 1 条の規定による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 124 条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）へ移行させることとし、その移行時期について示すものとする。

なお、移行時期については、令和 5 年度までとする。

(カ) 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

(キ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。